

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

平成 18 年 11 月 1 日に住民基本台帳法の一部の改正により、年 1 回以上の閲覧状況を公表することが義務付けられました。野田村における閲覧状況を下記のとおり公表します。

1、期 間 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

2、閲覧状況

(1) 国又は地方公共団体の機関による閲覧（住民基本台帳法第 11 条）

閲覧請求団体名	閲覧請求事由	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
該当なし			

(2) 個人又は法人による閲覧（住民基本台帳法第 11 条の 2）

閲覧請求申出者 法人名（氏名）	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
該当なし			